

第四次循環型社会形成推進基本計画の 閣議決定について

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku.html>

1 経緯

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。同法の中で、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされていることから、環境省では、平成25年5月に策定された現行計画の見直しを検討するため、平成29年10月に中央環境審議会に諮問を行いました。

中央環境審議会での審議の結果、答申案が取りまとめられ、中央環境審議会議長から答申が行われました。答申は酒井伸一中央環境審議会循環型社会部会長より中川雅治環境大臣に手交されました。これを踏まえ、平成30年6月19日に第四次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定しました。

2 概要

新たな計画では、環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、

- ①多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③適正処理の更なる推進と環境再生

などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。

●第四次循環型社会形成推進基本計画のうち、電子マニフェストに係る事項には以下のとおりです（該当箇所を抜粋）。

2. 循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方針
 - 2.4. 適正処理の更なる推進と環境再生

【将来像の具体例】

2.4.1. 適正処理の更なる推進

・産業廃棄物においては、電子マニフェストやITを活用したトレーサビリティの強化等による排出事業者責任の徹底、関係機関や民間事業者と連携した監視体制の構築等により、廃棄物不法投棄や不適正処理が見られなくなっている。

2.7. 循環分野における基盤整備

【将来像の具体例】

2.7.1. 循環分野における情報整備

・電子マニフェストや許認可情報などの廃棄物に関するビッグデータが関連事業者や行政機関の間で適正処理の確保や資源循環の効率化等のために活用されている。

3. 循環型社会形成のための指標及び数値目標

- 3.2. 循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標
 - 3.2.4. 適正処理の更なる推進と環境再生に関する指標

- ・2.4 において示した適正処理の更なる推進と環境再生に関しては、不法投棄や不適正処理の撲滅、電子マニフェストの普及、最終処分場の適切な確保を目指す。
- ・「電子マニフェストの普及率」については、年々増加しており、2011 年度以降は約 5% ずつ増加し、2017 年度に 53% となっている。今後、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)の改正により電子マニフェストが一部義務化されたことを受けて、更に普及を進めることとし、前回目標から 6 年後にあたる 2022 年度を目標年次として、表 17 に示す数値目標を設定する。

指標	数値目標	目標年次
電子マニフェストの普及率	70%	2022 年度

表 17 適正処理の更なる推進と環境再生に関する項目別取組指標
(代表指標) と数値目標

3.2.7. 循環分野における基盤整備に関する指標

- ・2.7.1 の循環分野における情報の整備に関して、基礎情報となる電子マニフェストの普及を更に進める必要がある。このため、項目別取組指標として 3.2.4 でも示した「電子マニフェストの普及率」を代表指標とする。

4.2. 各主体の役割

4.2.2. 地方公共団体に期待される役割

- ・2.7 で示した循環分野における基盤整備のためには、廃棄物等に関する情報の収集、許認可情報の電子化の推進や電子マニフェストの普及、地域における環境教育・環境学習の場の提供などを行うことが期待される。

4.2.6. 事業者 zu 期待される役割

- ・排出事業者等が、電子マニフェストの積極的活用などトレーサビリティの強化や優良な産業廃棄物処理業者への処理委託などにより、排出事業者としての責任を徹底することなども求められる。

5. 国の取組

5.1. 持続可能な社会づくりとの統合的取組

- ・排出事業者の意識改革、優良産業廃棄物処理業者の育成・優良産廃処理業者認定制度の活用、電子マニフェストの加入率の向上、環境配慮契約の推進などにより、健全な競争環境の整備に取り組み、循環分野における環境産業全体の健全化及び振興を図るための施策について検討を進める。

5.4. 適正処理の更なる推進と環境再生

5.4.1. 適正処理の更なる推進

- ・各種手続等の廃棄物に関する情報の電子化を進めるとともに、廃棄物分野において電子化された、電子マニフェストを含む各種情報の活用を推進するための施策について検討を進める。
- ・電子マニフェストが排出事業者・収集運搬業者・処分業者の 3 者が加入して初めて機能することから、電子マニフェストの更なる普及拡大に向け、電子マニフェストの利便性の一層の向上、排出事業者や産業廃棄物処理業者を対象とした加入促進のため取組、電子マニフェストにおける虚偽記載等不適正な取扱いの防止に資するシステム強化を進めるとともに、利用者の経済的負担の軽減について検討を進める。また、電子マニフェストの一部義務化の施行状況を踏まえ、電子マニフェストの使用義務付けの範囲の段階的な拡大についても検討を進める。